

福井県死因究明等推進協議会設置要綱 新旧対照表

| 修正前 | 修正後 |
|---|---|
| <p>(中略)</p> <p>(庶務) 第9条 協議会の庶務は、<u>福井県健康福祉部地域医療課</u>において行う。</p> <p>(中略)</p> <p>附則 この要綱は、平成28年2月26日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和5年2月8日から施行する。</p> | <p>(中略)</p> <p>(庶務) 第9条 協議会の庶務は、<u>福井県健康福祉部健康医療局地域医療課</u>において行う。</p> <p>(中略)</p> <p>附則 この要綱は、平成28年2月26日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和5年2月8日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和6年3月13日から施行する。</u></p> |